

地域観光資源の多言語解説整備支援事業 よくある質問

Q1. この事業は英語の解説文しか支援してもらえないのか

A1. 令和5年度の当事業では、「英語」解説文の作成のほか、「令和4年度までに当事業で作成した英語解説文」をもとにした「中国語」「韓国語」解説文作成の支援も実施予定です。（なお、「令和5年度に当事業で作成する英語解説文」をもとにした中国語・韓国語解説文の作成については、現時点では未定です。）

Q2. 今後の事業スケジュールはどのようになっているのか

A2. 事業内容の詳細については、「令和5年度地域観光資源の多言語解説整備支援事業公募要領」及び、「【参考資料】事業スケジュール(案)」を参考にしてください。

Q3. 【様式3】整備対象一覧表の記載については、どの程度まで記載すべきか

A3. 各地域の支援額は、1地域あたり300～1,000万円(250ワードで20～50解説文を目安とし、【様式3】の内容に基づき観光庁で決定するため、記載については、現時点で想定している範囲で構いませんので、できる限り具体的に整備対象・整備細目を記載いただきますようお願いいたします。

Q4.【様式3】の記載内容については、提出後に変更できるのか

A4. 令和5年4月以降、観光庁が派遣する専門人材が、各地域の事業計画について地域協議会と事前調整を行った上で、現地取材を実施いたします。
事前調整による計画の見直し及び現地取材の実施結果によって、整備対象を変更すべきと判断した場合、整備対象を変更することができます。

Q5. 【様式3】解説文のワード数について、文字数が分からない場合は空欄で提出してもよいのか。

A5. 文字数について分からない場合には、日本語2文字に対して英単語1ワードを目安として記載してください。なお、媒体種別のうち、当事業で推進している看板において、推奨する文字数は200～250ワード程度となっております。

また、当事業のウェブページにて過去に作成した解説文事例集を掲載しておりますのでご参照ください。

観光庁「地域観光資源の多言語解説整備支援事業」

<https://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kankochi/multilingual-kaisetsu.html>

Q6. 解説文作成ができない内容があるか

A6. 本事業で整備対象とすることができない内容については以下の通りです。

・禁止や注意を促すもの、極端に短い文章や地図、既存日本語解説文からの単純翻訳等については、本事業の対象外となります。

・他省庁の多言語解説文作成の支援事業と重複する場合、本事業の支援対象外となる可能性があります。

Q7. 国立公園は整備の対象になるのか

A7. 国立公園の実施については、各国立公園管理事務所に相談をしたうえで申請してください。

Q8. 年度内に情報発信媒体整備ができないが申請できるのか

A8. 申請可能です。令和5年度中に解説文の作成を行い、令和6年度以降、作成した解説文を使って情報発信媒体整備を実施することができます。

ただし、具体的な事業計画を立案及び解説文納品後速やかな媒体整備を予定しているものを優先的に採択します。

Q9. 情報発信媒体整備は支援の対象にならないのか

A9. 本事業で実施するのは解説文の作成のみであり、情報発信媒体整備については支援の対象ではありませんので、独自予算にて実施していただくことになります。

Q10. この事業は国が直接執行するのか、もしくは補助事業なのか。

A10. 本事業は、補助金、交付金の類ではなく、観光庁における調査事業の一環として行うものです。解説文の作成に当たっては、事業計画に基づき、国が直接執行します。なお、対象経費全般については事務局が管理を行います。

Q11. 地域に英語を話せる人がいないため、専門人材の現地取材の際の英語対応が困難であるが、申請しても良いか。

A11. ネイティブの専門人材と共に、日本語が話せる人材が取材に同行しますので申請可能です。現地取材の際は、整備対象について専門的知識を有している方にご対応をお願いします。

Q12. 公募要領6. (5)に記載されている内容監修者で推薦出来る方がいないが、どうすればいいか。

A12. 地域の観光資源に対して精通している方が望ましいため、地域からの推薦を依頼しておりますが、該当する方がいらっしゃらない場合は、事務局までご相談ください。